平成２１年（フ）第２００１号
大阪府東大阪市喜里川町15番６号
破産者　岡村　春樹
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１５６号
大阪府高石市千代田６丁目６番12号、前住所大阪府東大阪市下六万寺町２丁目２番30号
破産者　萩原　正史
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０６６号
大阪府豊中市長興寺南４丁目１－６　服部緑地パルコア103号、開始決定時の住所大阪府豊中市庄内幸町３－３―17　１棟２Ｆ３号室
破産者　西山久美子
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６００号
大阪府枚方市尊延寺６丁目17番１号
破産者　相賀　裕志
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４９号
堺市南区原山台３丁１―26―105、開始決定時の住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目14番56号
破産者　藤高　紀雄
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７２号
岡山県岡山市中区兼基564番地３
破産者　坪口　洋子
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２２号
兵庫県川西市矢問２丁目５番54号
破産者　横田　雅章
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９３６号
大阪府東大阪市宝持４丁目８番21号
破産者　梅本　　治
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４３号
大阪市住之江区泉１丁目３番44号
破産者　平戸　有紀
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９６号
大阪府枚方市走谷２丁目42番５―403号
破産者　照尾　将人
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３３号
大阪府八尾市旭ヶ丘４丁目24番地　シャルル・コート・ラペ211号
破産者　はんこ屋さん21こと　松浦　宏亨
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８０号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目４番16号
破産者　徳元　一美
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０３５号
大阪府箕面市石丸３丁目26番W―705号
破産者　増田　経子
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７９号
大阪府寝屋川市萱島信和町12番18号
破産者　石田　順夫
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２４号
大阪市平野区平野本町１丁目２番３号　みつる荘５号
破産者　新村　正俊
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９号
大阪府松原市天美北２丁目15―11、開始決定時大阪府藤井寺市小山７丁目３番16号
破産者　ウッド工芸こと　笹倉　　隆
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
神戸市兵庫区清水町２番１号、従前の住所広島県三原市宮浦６丁目24番１号
破産者　小林　靖明
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１５号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目１番40―810号
破産者　水本　伸一
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４１号
兵庫県尼崎市浜２丁目15番５―106号、前住所兵庫県尼崎市潮江５丁目３番40―413号
破産者　池田　晴政
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係